

次の地方交付税でございますが、今般、算定結果の確定があり、交付決定されたことによる当初予算額との差額追加分九千八百四十二万円で、これは基準財政需要額の当初予算見積もり額と地方財政計画に基づき、対前年伸び率をもとに算定した結果との差で単価費用の改正と係数の伸びによるものでございます。

次に分担金及び負担金におきまして、負担金一千万円の追加補正につきましては歳出におきます土不費の西住宅地区周辺排水路費職員期末手当相当分の下水道会計並びに羽村、瑞穂町からの負担金でございます。

次に国庫支出金の国庫負担金一億七千三百三十七万三千円の追加補正はすべて民生費の歳出関連に伴う負担金で、児童福祉費の新規母子寮入所世帯の増による負担金九千七万五千円と生活保護扶助費経費に要するものとして一億六千三百九十九万八千円の追加で、歳出事業費の十分の七相当額でございます。

次の郡支出金三百三十一万一千円の追加補正でございますが、まず郡負担金として百八十七万八千円の追加につきましては、民生費関係の負担金で今般条例改正と上程しております身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、老人福祉、児童福祉

それぞれの手当の改正に伴う追加分、それと児童福祉費負担金として国庫負担金と同様新規母子寮入所措置世帯増に伴う追加分。以上の合算額でございます。

次の郡補助金百八十五万二千円の追加補正につきましては、西多摩地域広域圏事業として後ほど歳出で御説明いたしますが、新規事業として国際森林記念事業及び西多摩美術展、それと当初計画二分の広域圏協議会負担金それぞれに要する経費が新たに補助対象に組み入れられ、市町村調整交付金として補助される追加分百四十五万五千円。それと民生費関係で老人クラブ数の増に伴う経費、母子寮新規入所措置に伴う運営費の増、それと単価改正に伴う生活保護の付添看護事業費の増、合わせて四十四万七千円でございます。

次の委託金につきましては四十二万九千円の減額補正でございますが、商業統計調査のうち一部調査項目が次年度に繰り延べされることから歳出事業減に伴う減額補正でございます。

続きまして財産収入百八十六万五千円の追加補正については、財産売り払い収入で福生市福生二、四六一の二番地の廃道敷売り払いによるもので、面積五十三・三三平方メートルの売り払いによるものでございます。

次の寄附金百五十万円の追加補正につきましては宅地開発指導要綱に基づく一般寄附金でございます。

次に三ページをお開きいただきたいと思います。次の繰入金十三万円の追加補正は基金繰入金で用品調達基金の五十九年度決算剰金でございます。

次の繰越金の二億四千六百六十六万二千円の追加補正につきましては、昭和五十九年度決算見込みによる当初予算との差額で、繰越金総額は一億九千六百六十六万二千円と相なる次第でございます。

次の諸収入の雑入でございますが、民生費関係における五十九年度事業預算に伴う身体障害者保護費国庫負担金、それと生活保護費及び老人保護措置費の部負担金、それと過年度収入で合計百八十三万一千円でございます。以上、歳入補正総額四億九千七百十六万四千円で歳入総予算額百十八億三千九百三十四万四千円と相なる次第でございます。

続きまして歳出について説明申し上げます。

四ページをお開きいただきたいと思います。まず議会費としまして九千六百七十七円の追加補正でございますが、これは六月の支給分の議員及び職員期末手当差額

分でございます。

次に総務費六百十九万円の追加補正につきましては、まず総務管理費におきまして二百一十八万円の追加補正は東京自治会館組合負担金の減額が五十七万四千円、それと職員期末手当の差額分二百五十九万二千円の増額相殺二百一十八万円でござります。

次の徴税費三百七十八万五千円の追加補正は、一件で三年にわたる修正申告による過誤納還付金があったことから、今後の見込み不足額三百万円を追加しようとするものと職員の期末手当で十八万五千円でございます。

戸籍住民基本台帳費五十三万四千円と、次の選挙費十二万一千円とそれと追加補正は、これも職員期末手当でございます。

次の統計調査費については三十八万四千円の減額補正でございますが、歳入で説明いたしました商業統計調査項目繰り延べに伴う諸経費の減額四十二万九千円と職員の期末手当六万五千円の追加との相殺減額補正でございます。

次の監査委員費十万六千円の追加補正は、職員期末手当でございます。続きまして民生費でございますが、一億六千二百七十九万九千円の追加補正は、

ます。まず社会福祉費の四百四十二万八千円の追加補正につきましては、身体障害者福祉手当二十一万七千円、精神薄弱者福祉手当二万四千円、老人福祉手当十七万円、それぞれ条例改正に伴う扶助費の追加で、基準手当の増額差額分、それと老人クラブの新規結成に伴う福寿会への補助金の追加十九万四千円、また老人福祉費に要した五十九年度精算に伴う国、都負担金の返還金三百十二万四千円、その他職員期末手当六十九万九千円でござります。

次の児童福祉費四百五十四万九千円の追加補正につきましては、児童育成手当の条例改正に伴う扶助費の基準手当額の増額差額分百二十九万四千円、母子寮新規入所措置に伴う委託料百四十一万六千円、また児童措置費に要した五十九年度事業精算に伴う国、都負担金の返還金百二十三万四千円、それと職員の期末手当六十九万五千円でござります。

次に生活保護費でござりますが、一億五千三百七十三万二千円の追加補正につきましては生活保護扶助費が主なもので一億五千二百二十八万七千円で、これは保護世帯及び人員の増、これに伴う医療費、扶助費の増額が見込まれることから追加補正をお願いしようとするものでござります。その他生活保護費の五十九年度事業

精算に伴う国、都支出金の返還金百三十万二千円、それと職員の期末手当十四万三千円でござります。

次に衛生費でござりますが、四十九万七千円の追加補正は、保健衛生費において三十五万六千円の追加補正で、これは成人健康対策に要した五十九年度事業精算に伴う国庫負担金の返還金八万二千円と職員の期末手当二十七万四千円でござります。

次の清掃費十四万一千円の追加補正はすべて職員期末手当でござります。次の労働費の失業対策費三万二千円の追加補正については職員期末手当でござります。

農林水産業費の農業費で二百二十一万八千円の追加補正につきましては、ことしが国際森林年にあたることから西多摩地域広域圏事業の一環として緑化推進を図るため無料配布する苗木の購入及びパンフレット代の経費として二百十万円の追加をお願いしようとするもので、西多摩地域全体で行う広域圏事業としての新規事業で、先ほど歳入で御説明いたしました、事業費の一部が都調教交付金の対象として補助されます。そのほか職員期末手当十一万八千円で、合計

二百二十一万八千円と相なる次第でございます。

五ページをお開きいただきたいと思います。次の商工費、それと次の土木費につきましては、すべて職員期末手当の追加で、商工費六万五千円、道路河川橋梁費四十九万一千円、都市計画費五十六万六千円、住宅費五万一千円でございます。

次に教育費について御説明いたします。教育総務費で十四万六千円の追加補正は職員期末手当でございます。以下、小学校教育費二十八万八千円、中学校費二十七万一千円、学校給食費四十六万三千円は職員期末手当の追加でございます。

次の社会教育費百二十七万二千円の追加補正については西多摩美術展負担金が二十六万六千円、それと職員期末手当百六千円でございます。西多摩美術展負担金につきましては、緑化推進同様西多摩地域広域圏の合同事業として新たに協議会で決定され青梅市で開催される美術展に對する各市の事業負担で、これも都補助の対象となり、先ほど歳入で説明いたしました。市町村調整交付金の対象事業でございます。

次の保健体育費二十九万八千円の追加補正はすべて職員期末手当でございます。

次の公債費が一億五千八百四十万円の追加補正でございますが、これは市債の一部を繰り上げ償還しようとするもので、市中銀行の高利率で借り上げ年度の古いものを対象に四件分に相当するものです。土木事業債二件、義務教育事業債二件でございます。利率は八%と八・三%で五十二年及び五十四年度借り上げ分でございます。

次の諸反出金で都市施設整備基金費の百五十万円の追加補正は、宅地開発指導要綱に基づく寄附金を積み上げようとするものでございます。

次の予備費でございますが、一億六千七百八十万円の追加補正は歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額四億九千七百十六万四千円で、歳出予算額百十八億三千九百三十四万四千円と相なる次第でございます。

以上、何なりと雑駁な説明でございますが、慎重に御審議をいただきまして、原案とどおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田右男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に對する質疑を行います。

○十三番(小野沢 久君)

ページの歳入関係の固定資産税の関係なのですが、交付金、大蔵省分の説明がありましたけれども、土地の物納によることだということでもございますけれども、差し支えなければ場所と面積がどのくらいあるのか。それと物納前の状況と物納後の状況でどのくらいの金額的の差が出てくるのかという点をお願いたします。

それから二六ページの緑化推進の経費なのですが、ただいまの説明では広域行政圏の一環としてやるということでもございますけれども、その内容について、他市町村と同じようなことをすると思うんですが、具体的に内容がわかりましたらお願いいたします。

○企画財政部長(内田和雄君)

まず固定資産税の関係ですが、土地の物納関係でございしますが、福生病院の工が一萬三千四百平米、物納されております。

それから、税金と——固定資産税と物納の交付金との差額でございしますが、約五百万円ぐらいの差がございます。減です、減額になります。

それから緑化の関係でございしますが、これは植木を購入いたしましたして無償配布しようという事で、それから植木につきましては各中町村で合ったものを購入するということですが、私ども、まだ種類は決めてございせんが、大体三千本ぐらいの苗木を購

入いたしました市民の皆様は無償で配りたいということ、それからあとパンフレットも印刷いたしましたして緑化の推進になるような形で配布してまいりたいと思っております。以上です。(了)解しと呼ぶ者あり)

○九番(上野重勝君)

二点について御質問を申し上げます。

まず第一点は指定統計調査費ですが、ただいまの説明によりますと指定統計が延びたために減額にするということでありますが、どんな内容で、どういう理由でこれが延びたのか御説明をいただきたいと思っております。

第二点は生活保護費の扶助費についてでございします。最近、生活扶助費が異常に伸びを示しております。例えば昭和五十五年度と比較をしてみますと、人口はわずかに五年間で二千七百人——五%の伸びでございします。それに反しまして生活保護費は何と二・二倍伸びております。これは大変異常に伸びであると思っておりますので、どういうわけでこのように生活保護費が伸びたのか御説明をいただきたいと思っております。以上です。

○市民部長(古谷正夫君)

十三ページの指定統計の減額になった理由でございしますけれども、内訳でございしますが、本年予定してございました飲食店の関係につきまして国の

予算の関係で来年度に見送られたというふうなことで減額になった次第でございます。以上です。

○福祉部長(生田国利君)

御答弁申し上げますが、生活保護費の異常な伸びる御指摘いただいたわけですが、確かに五年間で約二倍になっているわけですが、

その主たる要因というものは、福祉の生活保護世帯の要するに増加という問題に
なりやすけど、まず福祉の形態からいたしまして福祉の中としては母子家庭が非常に多いということが一つ。これは児童手当を受給している世帯というものが二十六市中二番目である。いかに母子家庭が多いかという問題と、それから低所得世帯がやはり非常に多い。これは税の課税状況から判断いたしまして課税対象所得というものの状況では、世帯当たりでは二十六市中に二十六番目、それから一人当たりについては二十五番目である。いかにこのボーダーライン層の者が多いかという問題。そういうふうな要因も一つあります。

それから、これらの方々がもし世帯主等の病気によりますと即医療保護ということになるわけで、それから一つと、それから福祉に割に転入者の方も多いわけですが、これは母子家庭の要因もありやすけれど、低額の家賃の所がまだ福祉には非常に多い。

これは御存じだと思っておりますが、かなりまだ古いアパートがあると思っておりますが、これからいたしまして今現在住宅扶助を出しております一世帯当たりの平均で割りますと、大体家賃が二万三千円ぐらいになっております。ですから、いかにそういう家賃の安い古い住宅が福祉にまだ相当あるということも一つ考えられるわけです。

それから他市からの転入という問題については、これはどうしてこのように母子家庭の転入者も多いかということですが、割に福祉の近辺あるのは福祉市内にいても就労がしやすいということも考えられるんじゃないか。ですから極端に言いますと今の飲食業などと、そういうものに安易に就労がでるという問題も一つあるんじゃないかと。そんなこともございまして、特に、この中で一番生活保護の増加という問題につきましては、老人世帯が福祉の場合、世帯の状況からいたしまして生活保護世帯の中では一番老人世帯が多い。これは当然、住宅が狭いために若い方々が独立した場合には老人が残される。すると老人の者に對する扶養というものはできなくなる。これに對して老人が置き去りになるわけですが、老人が生活保護の受給者になるというふうなことで現在私どもで参りますと調べております五年一年間の生活保護世帯の数の増加は五十一世帯と
えております。九十一人の保護者がいる。その中で、内訳を見ますと高齢者世帯と

いうものが二十四世帯、それからあと傷病障害によつて先ほど申しましたとおり世帯主が病
気というふうなことで即生活保護になるわけですが、それが十六世帯、あとは母子が
割に伸びておりますんですが三世帯、その他というのは、最近福祉にも一人世帯がアル
中だと、そういうた方が最近転入していることもあるようです。そんなことで、そういう世帯
も特殊性が福祉にはあるということです。

そういう状況で、生活保護世帯というものが五十年間の間にそのように増加してくるん
じゃないかと。さらに今後、そういうふうな非常に福祉としての特殊性の要因があります
んで今後多少なりとも保護世帯がまだふえるんじゃないか。

それから、もう一例挙げますと、医療費の問題につきましても生活保護世帯の中で
医療扶助を受けた場合に特殊な病気が非常に多いわけで、がんだとかそういう
関係、そういう方の手術と云ふことになりまして、私も参考までに医療費の状況と
見ましたんですが、一件で手術して一カ月間で約百六十万円かかるというふうな膨大
な医療費もかかっておりますので、それを見ましても生活保護費あるいは医療扶
助費が非常に増加しているというふうな要因でございまして、確かに御指摘の点
についてはそのような内容でございしますが、今後これを阻止するということはないか

不可能でございしますが、いずれにしても生活保護申請に對しましては厳密に一定
ケースワーカーをもって措置してありますけど、これは法的に適応しておれば当然生活
保護の世帯として受けなければならぬわけですが、そのような状況でございまして、
ぜひとも御了承いただきたいというふうに考へております。以上でございします。

○九番(上野重勝君)

今の統計調査費について、これは統計法に基づいて指定統
計を行ふんだらうと思ひますが、これが国の予算の都合で変更になったというの
は、どういふことなのか、ちよつとわかりかねますので、いさ少し細かい説明を願ひしたいと思ひ
ます。

それから、今の生活保護費の問題、ただいま部長の説明されましたのは生活保
護世帯がふえる、今一般的に要因ですね。母子世帯が多いとか、それから低所得者
層が多いとか老人住宅が多いというの、これは今までもあった傾向であつて決してこの数
年間に特別に変わった事情ではないと思ひます。

ところが、私が指摘しましたように過去五年間で二倍に上つてゐる。それから五十八年度
と比較をいたしましても四三%伸びてゐるんです。非常に伸び率が多々。これは何かに何
か特別な要因があるのではないかと、いふふうに私は考へますので、その点について御質問

問を申し上げてゐるわけなんです。

○市民部長(古谷正夫君) 統計の関係でございますけれども、統計につきましては指定統計でございます。今年度予定してありましたのは卸、小売、それから飲食店の三項目の調査を予定してあったわけでございますけれども、国の予算の総枠がどうしても足りないというふうなことから、来年度送りというふうな御説明を受けた次第でございます。よろしく願ひ申し上げます。

○福祉部長(生田国利君) 御答弁申し上げます。

医療費の増加でございますが、予算上の問題でございます。五十八年度に於いて五十九年度は今補正を出してありますが、約二億五千万円。これは非常に途中の補正でございますが、この増加という問題でございますが、急遽六十年度にこれから伸びる一応考へておりますけれど、一応五十九年度は伸びないだろうと思ひますけれど、ただ問題は予算編成上の問題が一つあるということには私も注しなすべからぬ点でございますが、予算編成時にござりまするは当初予算を編成する際に、今までは前年度の実績——推計ですわ、推計を見て、例えばことし、来年度の予算編成する際に十一月ごろに編成をいたしますので、来年度の三月までの推計というもので一応予算を今ま

で出してたと。

ところが、五十九年度におきましては一月から三月までの予算を編成した後において約二十三世帯、一、二、三カ月でござつとふえてゐるというふうなことで、最終回に一応補正をいたしました。五十九年度に於いては約八千六百万円ばかりの補正と予備費を使つてゐるわけですが、その結果、六十年度もそのような予算編成上の問題が一つあるわけで、今後の、要するに今までの実績からしてみても、六十年度の予算の組み方をもう一回見直すというところで、実は予算の内容を検討いたしました結果、来年度の三月までには、すでにもう当初の予算では足りないというところから、つらつとわかつてまいりましたので、この際、予ことに申しわけなんですが、積算の、いわゆる見通しが甘いというところを適切に私の方も指示したわけですが、そういう点につきましては十分今後配慮していただきたいと思ふんですが、いずれにしても、予算の積算上の問題だけで、これは現在、今までの推計というところになっておりましたので、これからの推計も立てゐるわけですが、そのような積算根拠の問題がらうと甘く見ておつたんじゃないかというふうにも考へてます。

今後、もう少し実績等を配慮いたしまして、過去の実績等も考へまして、

さらにこれらについてはこれから予算編成の考え方については十分配慮していただき、
というところで、今回の五十九年度に於いて六十年度の予算が大幅に上がった理由と
しては積算根拠の問題だということをごままして、この点については十分今後配慮して
いただくというふうに考えっております。以上です。

○九番(上野重勝君) どうも両方の答弁とも余りは足りていないんですが、統計については
統計法で指定されたものが予算の都合で勝手に変更しちゃうものはないのかという
ような疑問があるんですが質問をしてみました。それは大した問題ではないので、
それによく検討してもらいたいと思います。

それから、今の生活保護費の問題、私は予算のテクニックの問題を質問し
ているのではない、現実の問題として昭和五十五年から現時点までに二倍以上も伸
びているというのは異常じゃないのかと。それから五十八年度の実績と比較しても今回
の予算は四三%も伸びているんだ。わずか一年、二年たつていく間に四三%もどくして伸
びたんだろ、というのか私の疑念であって、予算テクニク上の問題ではないわけです。

○議長(森田治男君) これより十一時五十分まで休憩いたします。
午前十時五十二分 休憩

午前十時六分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長(金子国利君) 先ほどの御質問に對しまして御答弁申し上げますが、

確かに五年間で相当の額の保護費等が上がっているんですが、その中身といたしま
して、まず五十五年のときに改定がございまして級地の変更、これが五十六年度から適
用になっております。一級地になったわけですが、それと、それらによりまして増加、それから
保護世帯の中の医療費が非常に多くなつてきている。五十八年、五十九年に比較
いたしますと約一億二千万円の医療費だけが増加になつておるといふような現状でござ
います。医療費等の関係も非常に今後問題があるんじゃないかと。その増加した
理由としては大体医療費が主たるものだといふふうに考えっております。以上でござい
ます。

○九番(上野重勝君) 統計調査費につきましても若干疑念の点がございますけれど
も、これは委員会ですらうに詳しく御審議をいただくこととてございますので、その方
にお任せをしたいと思います。

それから、ただいまの生活保護費についても級地の改定とかあるいは医療単価の改定とかというところもござりますけれども、現実に件数が二倍にもなっているんですからその辺はちやうと答弁不足のように入ります。しかし、これも厚生委員会でも十分御検討いただくことだろうと思っておりますので、私の質問はこゝ辺で終わらせていただきます。

○議長(森田治男君)

ほかに——よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第百七十四号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第百七十四号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第七 議案第百七十五号 昭和六十年度福生市国民健

康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君)

御指名をいただきまして、議案第百七十五号 昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について御説明申し上げ

ます。

まず一ページの総則について申し上げます。第一条におうまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千九百二十万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額と歳入歳出それぞれ十四億八千六百十三万六千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。第二表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳入でございますが、国民健康保険税で昭和六十年度国民健康保険税の賦課の結果、八百三十九万四千円を減額し四億二千九百八十七万四千円としようとするものでございます。

次に繰越金でございますが、昭和五十九年度の決算の結果、二千七百六十一万六千